

## 3月25日(月)新館オープンのお知らせ

3月25日(月)に本社西側に新館がオープンいたします。  
 駐車場につきましては、新館前をご利用ください。  
 今後ともさくら合同事務所をよろしくお願いいたします。

## 新館が完成しました！



昨年夏より建設しておりましたさくら合同事務所新館がついに完成いたしました。工事中は駐車場がせまくなり、ご迷惑をおかけいたしました。  
 今すぐにでも利用を開始したいところですが、確定申告期間中につき、従業員の移動は確定申告の後になります。  
 なお、先に駐車場のみご利用いただけます。  
 人員を集約していくことで、さらに効率的な業務が行えるように努力をしていきます。

(孝志洋)



## 子育て世帯に関する住宅ローン控除制度の改正

住宅ローン控除制度とは、個人が住宅ローンの借入れを行って、住宅の取得等をした場合、入居した年以後10年間にわたり、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて計算した金額をその年分の所得税額から控除できる制度です。  
 令和5年10月号でも既報の通り、今後制度縮小される予定でしたが、令和6年度税制改正において、一定の子育て世代に限り、現行の借入限度額が据え置かれることになりました。



### 【現行制度における借入限度額と控除期間】

| 区 分                         | 居住を開始した年      |                       |                       |      |
|-----------------------------|---------------|-----------------------|-----------------------|------|
|                             | 令和4年          | 令和5年                  | 令和6年                  | 令和7年 |
| 認定長期優良住宅(長期優良住宅)            | 5,000万円【13年間】 | 4,500万円【13年間】         | 4,500万円【13年間】         |      |
| 低炭素建築物(認定低炭素住宅)             |               |                       |                       |      |
| 低炭素建築物とみなされる特定建築物(認定低炭素住宅)  |               |                       |                       |      |
| 特定エネルギー消費性能向上住宅(ZEH水準省エネ住宅) | 4,500万円【13年間】 | 3,500万円【13年間】         | 3,500万円【13年間】         |      |
| エネルギー消費性能向上住宅(省エネ基準適合住宅)    | 4,000万円【13年間】 | 3,000万円【13年間】         | 3,000万円【13年間】         |      |
| 一般の住宅(その他の住宅)               | 3,000万円【13年間】 | 0万円(2,000万円)【10年間】(注) | 0万円(2,000万円)【10年間】(注) |      |

(注) 令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは、借入限度額を2,000万円として10年間の控除が受けられます。

改正点は裏面へつづく

【改正の概要】

|                    |                                                                |         |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|---------|
| 対象者<br>(子育て特例対象個人) | 40歳未満で配偶者がいる人<br>40歳以上で、40歳未満の配偶者がいる人<br>40歳以上で、19歳未満の扶養親族のいる人 |         |
| 居住を開始した年           | 2024年(令和6年)                                                    |         |
| 借入限度額              | 認定長期優良住宅<br>認定低炭素住宅                                            | 5,000万円 |
|                    | ZEH水準省エネ住宅                                                     | 4,500万円 |
|                    | 省エネ基準適合住宅                                                      | 4,000万円 |
| 床面積要件              | 子育て特例対象個人に限り40㎡以上に緩和(原則50㎡以上)<br>(合計所得金額1,000万円以下の人に限定)        |         |

なお、この制度の適用を受けるには、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住を開始する必要があるため、今年1年間だけの時限措置となります。

(大寺)

資産税係 空き家特例…令和6年以降の改正について

相続または遺贈により取得した被相続人(亡くなった人)が居住していた家屋やその土地を一定期間内に売却し、定められた要件に当てはまる場合は、譲渡所得の金額から最高3,000万円を控除することができます。この空き家特例については、令和6年1月1日以降に取り扱いが一部改正されました。

改正①

適用期限が改正されました。

空き家特例は当初、令和5年12月31日で終了する予定でしたが、その期限を4年間延長することになり、令和9年12月31日まで適用が出来るようになりました。

改正②

取り壊しの時期が改正されました。

相続人は建物と敷地を一緒に売却し、購入をした不動産業者などが建物を取り壊す場合でも、空き家特例が適用できることになりました。

改正③

控除額が改正されました。

これまでは1人あたりの控除額が3,000万円でしたが、令和6年以降は、3人以上の相続人で譲渡する場合の控除額は、各々2,000万円を上限とすることになりました。

空き家特例の適用を受けるには、必要書類を添え、確定申告をする必要があります。また、適用要件が複雑ですので、空き家特例の検討をする際には、当社へご相談ください。

(坂田)

会計制度 固定資産の減損①

今回より、固定資産の減損会計について説明します。

固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理です。

減損損失を認識するかどうかの判定には、将来キャッシュ・フローを見積る必要があります。企業にとって資産または資産グループがどれだけの経済的な価値を有しているかの算定を行うため、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づいた将来キャッシュ・フローの見積りが要求されます。

減損会計は、対象となる全ての固定資産について回収可能性を検討するわけではありません。減損の兆候が生じている資産または資産グループについて、回収可能性を検討し、減損を認識し、測定します。これは、対象となる全ての固定資産について回収可能性を検討することとすると、実務上、過大な負担となるおそれがあることを考慮したためとされています。

固定資産の減損は、以下のように「グルーピング」「兆候」「認識」「測定」の4つのステップから成ります。

次回より順番に説明します。



(孝志茜)

## 社会保険 4月より労災保険率の改定が予定されています

労災保険率の業種平均は現在4.5/1000ですが、令和6年4月1日から業種平均で0.1/1000引き下げられた4.4/1000を予定しています。

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 引下げ  | 「林業」「定置網漁業又は海面魚類養殖業」「めつき業」「金属材料品製造業」などの17業種 |
| 引上げ  | 「パルプ又は紙製造業」「電気機械器具製造業」「ビルメンテナンス業」の3業種       |
| 変化なし | 34業種                                        |

### ★ 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定

|     |                                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 引下げ | 「個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業」「建設業の一人親方」「医薬品の配置販売業者」「金属等の加工、洋食器加工作業」「履物等の加工の作業」の5区分 |
| 引上げ | なし                                                                                                 |

### ★ 請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)を改定

「鉄道又は軌道新設事業」「その他の建設事業」の労務費率を引き下げる予定です。

#### 労災保険率とは？

労災保険率とは、労災保険料の計算に用いられる料率のことです。労災保険率は業種によって異なり、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定されます。



(坂尾)

## 3月の社会保険労務

### ■ 4月1日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 有期事業概算保険料延納額<4月～7月分>の納付(労働基準監督署)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

## 3月の税務

### ■ 3月11日

1. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ■ 3月15日

2. 前年分贈与税の申告  
申告期間…2月1日から3月15日まで
3. 前年分所得税の確定申告  
申告期間…2月16日から3月15日まで
4. 所得税確定損失申告書の提出
5. 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
6. 確定申告税額の延納の届出書の提出  
延納期限…5月31日
7. 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
8. 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

### ■ 4月1日

9. 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
10. 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
11. 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
12. 法人・個人事業者(前年12月分及び1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
13. 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
14. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
15. 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>



## リスマネ委員会 企業が重視するリスク：自動車事故

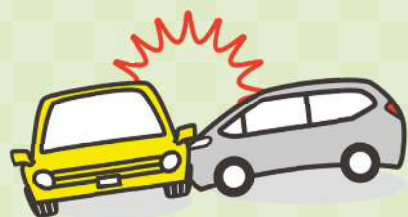
日々の事業活動において自動車は欠かせないという企業は多いのではないのでしょうか。自動車は便利である反面、常に交通事故を引き起こすリスクを抱えた乗り物です。

事故を起こした場合、事業者は賠償責任を負う可能性があります。損害を予防・軽減するための保険として、対人や対物による損害はもとより、事故車両のレッカー代、レンタカー費用、車両修理費用、新車購入費用、弁護士費用などを補償するものもあります。

また、けがをした相手への御見舞費用、乗車していた従業員が死亡、もしくは後遺障害を被った時に事業主が負担する費用、事故現場復旧費用などを補償するものもあります。

自動車の使用状況やニーズに合った保険・特約もありますので、リスクをカバーするために定期的に見直しをされてはいかがでしょうか。

(さくらビジネス)



## 医療係 帳簿書類などの保存期間について

医療機関に関する書類の保存期間については以下になります。なお、診療録(カルテ)の保存期間の起点は、「診療が完結した日」と解されており、「最終来院日」などではありませんのでご注意ください。

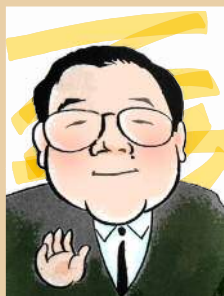
| 保存義務者                  | 作成すべき書類                                                                     | 保存期間 |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------|
| 病院又は診療所の管理者<br>医師、歯科医師 | 診療録(カルテ)                                                                    | 5年間  |
| 保険医療機関                 | 療養給付の担当に関する帳簿・書類その他の記録                                                      | 3年間  |
| 病院、診療所又は<br>歯科技工所の管理者  | 病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る指示書                                                | 2年間  |
| 病院                     | 病院日誌<br>各科診療日誌<br>処方せん<br>手術記録<br>検査所見記録<br>エックス線写真<br>入院患者・外来患者の数を明らかにする帳簿 | 2年間  |
| 病院又は診療所の管理者            | エックス線装置等の測定結果記録                                                             | 5年間  |

### 厚生労働省

「法令上作成保存が求められている書類」参照  
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0624-5e.html>



(大下)



## ポルトガル紀行②栄光と衰退の歴史!!

朝リスボンのホテル発。タクシーにてベレン地区へ。

ベレンの塔⇒発見のモニュメント⇒ジェロニモス修道院⇒国立古美術館。ヴァスコ・ダ・ガマ、マゼランが活躍した大航海時代の壮大な遺産。現地日本人ガイドの吉田育代さんの案内で段取り良く観光。

1万8千歩近く歩いたが思いのほか元気。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

## 発行

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
(株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181